

令和 7 年 4 月教育委員会定例会 議事録

日時 令和 7 年 4 月 11 日（金）

場所 県庁行政棟 7 階「教育委員会室」

令和 7 年 4 月 教育委員会定例会 議事録

開 催 日 時	令和 7 年 4 月 1 1 日（金） 1 5 時 0 0 分
開 催 場 所	長崎県庁行政棟 教育委員会室
出 席 委 員	前川教育長、本田委員、芹野委員、松山委員、郷野委員
出 席 職 員	狩野教育政策監、坂口教育次長、山崎教育環境整備課長、松尾義務教育課長、熊本義務教育課人事管理監、岩坪高校教育課長、馬木高校教育課人事管理監、近藤特別支援教育課長
開 会	（前川教育長） それではただいまから 4 月定例会を開会いたします。皆様にご報告いたします。規則により、岡山英生様の傍聴を許可いたしました。傍聴にあたっての発言はもちろん、私語・談笑・拍手等も禁止されていますので、どうぞよろしくお願いいたします。なお本日は嶋崎委員より所用により欠席する旨、連絡をいただいております。 議事に入ります前に 4 月 1 日付けで事務局職員が異動しておりますので、委員の皆様にご紹介いたします。 狩野教育政策監から順次、自己紹介をお願いします。 ～職員自己紹介～ 以上で、異動しました職員の紹介を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。
前回議事録承認	それでは、本日の議事録署名委員を、私から指名させていただきます。議事録署名委員は、芹野委員、郷野委員の両委員にお願いします。次に、3 月定例会の議事録は、各委員に送付をさせていただきますいておりますが、承認ということでよろしいでしょうか。 「異議なし」と呼ぶ者あり （前川教育長） ありがとうございます。ご異議ないようですので前回の議事録等は承認することといたします。それでは、3 月分の署名をお願いします。3 月分の署名は本田委員と松山委員よりお願いします。 本日提案されている議題等のうち冊子 2・3 につきましては、教育委員会の会議の非公開に関する運用規定により、非公開として協議を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。 「異議なし」と呼ぶ者あり

教育長報告(1)

(前川教育長)

ありがとうございます。ご異議ないようですので、そのように進めさせていただきます。

まず冊子1の審議の前に、私からご報告をさせていただきます。

教育長報告資料(1)をご参照ください。長崎県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条第1項に則り、臨時代理により処理しました「長崎県立学校管理規則の一部改正について」であります。これは、国が進めている「いわゆる高校無償化」に対応するため、県立高等学校に在籍する生徒の修学に対し、国又は県が実施する授業料及び受講料への補助金等について、その給付対象であることが見込まれる生徒の授業料及び受講料の徴収を猶予できるよう、所要の改正を行うものでございます。なお、詳細につきましては、教育環境整備課長から説明させていただきますので、私からの報告を以上とさせていただきます。

(山崎教育環境整備課長)

ただいま教育長からご報告がありました、長崎県立学校管理規則の一部改正に関連いたしまして、補足してご説明をさせていただきます。先ほどの教育長報告資料4ページをご覧ください。

4ページのリーフレットでございますけれども、「いわゆる高校無償化」に対する国の支援策について、文部科学省が保護者等への周知のために作成をいたしまして、本日公開をされた資料でございます。今回の学校管理規則の改正と関連がありますので、まず、この高校無償化に対する支援の概要についてご説明をさせていただきます。

本年2月25日に、自民・公明・維新の3党により、国が「いわゆる高校無償化」に対する合意がなされまして、それを踏まえた国の令和7年度当初予算修正案が国会で審議をされ、3月31日に成立をしたところでございます。

この高校無償化の主な取り組みでございますけれども、高等学校の授業料に対する支援でございますが、令和6年度まではリーフレットの中ほどの①の、保護者の年収が約910万程度未満の世帯に対して、公立高校全日制の年間の授業料に相当する11万8,800円、これを上限に国が高等学校等就学支援金として支給をいたしまして、これを授業料に充当することで、この①に該当する世帯からの授業料は徴収しておらず、今後もこの制度は継続されるということになっております。

これに対しまして、令和7年度に限定した新たな支援ということで、②にございますとおり、約910万円未満という所得制限を撤廃いたしまして、「高校生等臨時支援金」という形で、年収910万円以上の世帯に対しましても、年額11万8,800円を上限とする教育費が支援をされることとなりまして、これを①と同様に、授業料とし

	て充当することで、公立高校においては事実上、授業料が無償化されるということになっております。なお、令和8年度以降でございますけれども、その中ほどの※1に小さく記載をされておりますけれども、所得制限の撤廃に加えまして、私立高校に通学する生徒への支援の拡充などが検討をされているという状況でございます。以上が、「いわゆる高校無償化」の概要でございますけれども、今回の規則改正につきましてご説明をさせていただきます。 本県の県立高校の授業料につきましては、全日制を例に申し上げますと、県立学校等条例によりまして月額9,900円と定められております。このリーフレットの①に該当する世帯からは、授業料は徴収をしておらず、②に該当する世帯、こちらから昨年度までは、毎月15日までに、その月分の授業料を納めていただいたという状況でございます。 一方で今年度限りの措置として創設をされました、この臨時支援金によりまして、②に該当する世帯への支援が拡充されることとなりますけれども、資料5ページの②の欄にございますとおり、令和7年7月頃までに申請の手続きに関する案内がされるということになっております。 現行の条例でいきますと、この①に該当する場合は、授業料の徴収を猶予できることになっておりますけれども、新たに創設されるこの②につきましては、①と全く別の支援制度となりますので、授業料の徴収を猶予できる規定が現在のところなかったものですので、今回、この学校管理規則の改正というところで、猶予できる規定を設けさせていただいたというような状況でございます。以上でございます。
質 疑	(前川教育長) ただいまの説明につきまして、ご質問等ございませんでしょうか。 ———— な し ————
冊 子 1	(前川教育長) 特にないようでありますから、定例教育委員会1の冊子について審議をいたします。 まず初めに、第1号議案について、提案理由の説明をお願いします。
第 1 号 議 案	(松尾義務教育課長) 冊子1、1ページ、第1号議案「令和7年度長崎県教科用図書選定審議会に諮問する事項について」お諮りいたします。 提案理由です。令和8年度に小学校中学校及び義務教育学校等で使用する教科用図書の採択について、義務教育諸学校の教科用図書

質 疑	の無償措置に関する法律第11条に基づき、教科用図書選定審議会に対し、その採択基準について諮問しようとするものです。 諮問内容の前に、教科書採択の仕組みについてご説明をいたします。3ページ「義務教育諸学校用教科書の採択の仕組み」をご覧ください。図の下段中央にあります⑦にありますように、市町村立小中学校及び義務教育学校で使用する教科用図書を採択するのは、市町教育委員会です。つまり、それぞれの市町の小学校や中学校で使う教科書は、その市町教育委員会が決定するということになります。県教育委員会に関しては、真ん中ほどにありますように、都道府県教育委員会から、下向きの矢印⑤で示しておりますように、都道府県教育委員会は、市町村教育委員会に対して指導、助言、援助を行うことになっております。併せて、その際は、図の都道府県教育委員会から左向き矢印④で示しておりますように、あらかじめ教科用図書選定審議会の意見を聞くこととされており、その規定に基づき、教科用図書選定審議会に指導助言、援助の具体的な内容として、教科用図書の採択基準について諮問することとなっております。 次に、採択の時期について説明をいたします。4ページ「令和7年度の教科書採択に関する動き」をご覧ください。中ほどにあります1に示しているとおり、小学校用中学校用の教科用図書につきましては、令和7年度は一般図書を除き、基本的に、令和6年度と同一の教科書を採択しなければなりません。なお、2に示しているとおり、特別支援学校及び特別支援学級用の一般図書につきましては、国の教科用図書の検定とは関わりなく、毎年度、児童生徒の障害に適した一般図書を採択できることとなっております。 次に5ページ「教科書採択に関するスケジュール」をご覧ください。中学校は令和6年度に採択替えを行い、令和7年度から新しい教科書の使用開始となります。表の左側に目を移していただきますと、中学校で前回採択替えを行ったのは、令和2年度となっていることがわかると思います。これは、義務教育諸学校の教科用図書については、4年に1回採択替えを行うこと、言い換えれば、1度採択した教科書は4年間使用することが法律で規定されているからです。 それでは2ページ「諮問案」にお戻りいただければと思います。今説明した内容を、中ほどの理由にまとめて記載をしております。諮問する内容は、記以下に示しているとおり、令和8年度使用教科用図書の採択基準について、1つ目が採択に関する基本方針、2つ目が採択の方法としております。 以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。 (前川教育長) ありがとうございました。これより、第1号議案についての質疑討論を行います。ご意見、ご質問等はございませんか。
------------	--

質 疑	と、「3 採択後は速やかに採択教科用図書及び採択理由を公表するなど、採択の透明性の確保を図る」こと、ということで、この3つの方針について、内容等は前年度と変わっておりません。 続きまして、ローマ数字Ⅱの採択の方法について説明をいたします。最初に8ページの「(参考) 県立高等学校及び特別支援学校高等部の教科書採択のしくみ」をご覧ください。中ほどにあります概要図をもとに、採択手順について説明をさせていただきます。まず、①です。採択に関する基本方針の決定について、本日審議をお願いしているところです。ご承認をいただきますと、右側の②になります。基本方針に基づき、詳細な教科書選定にかかる指導助言を学校側に県教委が行います。それから、下の③と④ですが、学校では教科科目ごとに教科書を選び、最終的には教科書選定委員会で決定いたします。続いて、左の⑤ですが、学校が採択を希望する教科書一覧を、それを選んだ理由を添付して、県教委へ報告をいたします。⑧と⑨ですが、県教委はそれぞれの教科書選定理由一覧等を確認し、教育長決裁により採択をいたします。なお、確認作業の中で質問、疑問等があれば、⑥、⑦で示しているとおおり、学校に対して指導助言を行うこともあります。以上が採択手順となります。 それでは7ページに戻っていただき、2の採択の方法をご覧ください。ただければと思います。項目が3つありますが、項目1については、今説明いたしました採択手順を、外部からの不当な働きかけかけがないよう留意するといった内容でございます。項目2は、教科書は、検定済み教科書など教科書目録から選んで採択をすること。項目3につきましては、特別支援学校高等部では、各学校の教育課程との整合性を十分に検討して、適切な教科用図書を採択することなどの留意点を記載しております。以上、ご審議をよろしく願いいたします。 (前川教育長) これより第2号議案について質疑、討論を行います。ご意見ご質問等ございませんでしょうか。 (芹野委員) 各学校で教科書選定委員会を作ることなので、結果的に各学校によって教科書が変わっていくということがあって当たり前ということでいいですね。 (岩坪高校教育課長) 今おっしゃったとおり、高校の場合は様々な学科や、様々な進路希望等がありますので、基本的には学校が選定をするということになっております。教科書選定委員会の中には、PTAや地域の方等、外部の意見も参考にしながら教科書を決定しているという状況です。
------------	--

採決	(芹野委員) ここの委員会の持っているその権限なり、もしくは選考するという手順の重たさがあるような感じがするので、なるべく学校の先生のご負担とかあまり重くならないように配慮いただければと思います。かといって、軽々にはやれないと思うので、そのあたりをしっかりと見守っていただければなという感じがします。 (前川教育長) 他にご質問等ございませんでしょうか。 ———— な し ———— (前川教育長) それでは質疑討論を留めて採決いたします。第2号議案は原案のとおり議決することにご異議ございませんか。 「異議なし」と呼ぶ者あり
可決	(前川教育長) ご異議ないものと認めます。よって、第2号議案は原案のとおり可決することに決定されました。 続きまして、報告事項に入ります。報告事項(1)について説明をお願いします。
報告事項(1)	(馬木高校教育課人事管理監) 失礼いたします。冊子1、9ページをご覧ください。報告事項(1)令和8年度長崎県公立学校教員採用試験につきまして、3月21日に出願を締め切りましたので、その志願状況を報告いたします。 表をご覧ください。校種・職種別の志願状況についてまとめたものです。一番上の部分、小学校の志願者は284名で、昨年度比4名の増。中学校の志願者は272名で、昨年度比53名の増。続きまして、高等学校の志願者は241名で、昨年度比5名の増。下の方に参りまして、特別支援学校の志願者は60名で、昨年度比2名の減。養護教諭の志願者は169名で、昨年度比70名の増。栄養教諭の志願者は24名で、昨年度比3名の増となっております。一番下の合計です。1,050名の志願がございまして、志願倍率は2.0倍となりました。昨年度に比べ、採用予定者数が3名の減となる中、志願者数は133名の増となったことから、昨年度同時点の志願倍率1.7倍から0.3ポイント増加しまして、今年度の倍率は2.0倍となっております。なお、本日お示ししている志願者数は、オンライン受験希望者を含んでいない暫定値となっております。

質 疑	続いて、10ページをご覧ください。10ページの2番ですけれども、今年度から大学3年生の受験を開始しております。一番下の合計欄をご覧ください。すべての校種教科で218名が志願しております。 では、11ページをご覧ください。志願状況について分析しております。昨年度は、記録が残っている平成10年以降で最低の志願倍率でありましたが、試験日程の前倒し等の取り組みの成果もあり、志願倍率は2.0倍、志願者数133名の増となりました。志願者の傾向、5番のところをご覧ください。新卒者の志願者数が、昨年度より163名増加しております、割合も56.7%と、昨年度より10ポイント近く増加をしております。そして、県外からの受験者数が増加しておりますが、これも試験日程の前倒し等の影響と考えられます。県内から受験をしてくださってる方々については、今後も関係課と協力して、長崎の教職の魅力等を伝え、長崎県に人材が呼び込めるように、努力をして参りたいと思っております。また、臨時的任用教員を経験したものの志願者に関しては、ずっと減少をしております。これは、これまで臨時的任用教員として勤務してきた者の多くが昨年度までに合格をしていることや、新卒者が採用試験で不合格となった場合に、臨時的任用教員を選択しないケースも見られることなどが要因として考えられます。続きまして、6番目のところに書いております、特別採用選考についてです。前年度より増加をしております、志願者数全体の15.6%となっております。この制度について、一定定着をして、志願者数の確保に繋がっているものと考えております。続きまして12ページをご覧ください。離島教育特別採用選考についてです。表を見ていただきますとわかるとおり、8年度につきましては、県外出身者が特に増加をしております、14名ということになっております。8番目の障害者特別選考につきましても、志願者は増加傾向にあります。9番目、今年度から大学3年生の受験を開始し、受験者数は218名となっております。今年度は1次試験のみを受験し、合格者は次年度の採用試験において、1次試験が免除され、2次試験の結果をもって最終合格という風にいたします。10番目、今後の募集につきまして、オンライン受験を2回実施いたします。今後、受験状況等については、後日報告をいたします。報告は以上でございます。 (前川教育長) ただいまの報告に対しまして、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。 (本田委員) 5番目の新卒者の割合、これは大学3年生の受験は入っていないという考え方でよろしいでしょうか。もう1つが、12ページにある特別免許の7名の教科の内訳を教えてください。教えてください。
------------	---

ければと思います。

(馬木高校教育課人事管理監)

失礼します。まず5番目の方ですけれども、ここには3年生の受験者は入っておりません。それから、12ページの特別免許状による志願者のところについて、教科の内訳は今手元にございません。以上です。

(本田委員)

わかったら教えてください。

(前川教育長)

他にございませんでしょうか。

(郷野委員)

7番の離島枠志願者というのは、勤務にどういう条件があるのか教えてください。あと1つ、10番のオンライン受験というのは、第1回目で不合格だった場合、2回目は受験資格がないのかどうか教えてください。

(熊本義務教育課人事管理監)

1点目の離島枠志願者の勤務の状況ですけれども、この者については、通算で10年間離島での勤務を要するとしております。オンライン受験については2回実施されますけれども、いずれか1回のみ、県外の現在本務経験をされてる方を対象としておりますので、通常の第一次試験と合わせて3回試験があるわけですけど、いずれか1回のみ受験が可能というような制度としております。以上でございます。

(前川教育長)

他にございませんでしょうか。

(芹野委員)

まず志願者数が増えられたというのは、種々のご努力をされた結果なのかなということで大変喜ばしいことではないかと思います。お尋ねの部分は、大学3年生の受験は今年から始めて218名の志願者数ということで、このうち合格者数はどこに出ているのでしょうか。

(馬木高校教育課人事管理監)

大学3年生につきましては、今年度一次試験をこのあと受験をいたしまして、その後合否が決定することとなっております。

報告事項（２）	（芹野委員） 今はまだ志願の段階ということですね。 （馬木高校教育課人事管理監） そのとおりでございます。 （芹野委員） このあたりは非常に興味深く、来年度以降どのように影響してくるのか、さらに来年難しくなるのか、受かりやすくなるのか想像できないので、逐次報告をいただければと思います。 （前川教育長） 他にございませんでしょうか。 ――― な し ――― （前川教育長） それでは、他にご意見等なければ、続きまして、報告事項（２）についてご説明をお願いします。 （近藤特別支援教育課長） 資料13ページ、令和７年３月特別支援学校高等部卒業生の進路状況についてご報告いたします。 まず１の特別支援学校高等部卒業生の進路につきましては、障害種別に整理しております。下から２段目の合計の欄をご覧ください。令和６年度の特別支援学校高等部卒業生は242名で、訪問教育を合わせますと、全体で246名でした。このうち、進学者は２名となっており、ろう学校、また、肢体不自由特別支援学校から大学へ進学しております。また、就職した卒業生は94名、福祉サービスを利用する卒業生は訪問教育を含めると144名で、全体の約６割となっております。未定または在宅につきましては、６名となっております。この６名は、学校から相談支援事業所や、また、障害者就業生活支援センターに引き継ぎを行い、卒業後も継続して支援していただくこととなっております。 次に、２の盲・ろう学校専攻科卒業生の進路についてです。専攻科の卒業生は、盲学校から１名、ろう学校から２名でした。内訳は就職が２名で、在宅が１名となっております。在宅の１名につきましては、自宅で今国家資格の取得に向けて学習を継続することとなっております。 続いて３の、過去５年間の知的障害特別支援学校高等部の就職率の推移をご覧ください。（１）の就職希望者に対する就職率は95.7%でした。（２）の卒業生全体に対する就職率は42.4%で、前年度と比べて4.8%低い結果となっております。これは、卒業生全
----------------	--

質 疑	体に対する就職希望者数が少なかったことが要因となっております。職業的自立を目指す生徒の育成に向けて、他の特別支援学校より約2ヶ月早く、入学者選考を実施しております虹の原特別支援学校高等部の就業サービス科と、希望が丘高等特別支援学校におきましては、それぞれ8名と29名の合計37名が卒業し、そのうち34名が就職を実現することができております。全体的な就職先の状況につきましては、次の14ページをご覧くださいいただければと思います。 長崎県教育委員会では、特別支援学校とキャリア検定を実施いたしまして、清掃の技能について検定を行っております。近年はこの検定をとおして身につけた清掃の技能を生かして、医療福祉を中心に、様々な職種で清掃担当として、就職し活躍しております。また、この長崎県特別支援学校キャリア検定においては、事務アシスタント種目も実施しております。この種目では生徒が在学中に、事務業務についての技能を身につけられるよう取り組んでおります。令和6年度は身につけたスキルを生かし、運輸業、郵便業において、事務担当として就職した生徒がおります。今後の就労支援の充実に向けた取り組みといたしまして、令和6年度に長崎県特別支援学校キャリア検定の新種目、アノテーションを開発いたしました。この検定は、障害のある生徒がICTを活用した新たな働き方や職域への可能性を広げることを目的としております。ICT関連企業をターゲットとした、職場実習先の開拓や就労の可能性を今後探って参りたいと思います。以上で報告を終わります。 (前川教育長) ただいまの報告に対しまして、ご質問ご意見ございませんでしょうか。 卒業生に対する就職率は全国の数値が、5年度、6年度未公表になっていますが、これは公表しなくなったわけではなくて、もう少し遅れて5年度は出てくるということでしょうか。 (近藤特別支援教育課長) そのとおりでございます。 (前川教育長) 全国と比べると非常に本県の特別支援教育は頑張っておられるのではないかと思います。 (芹野委員) まさしく私も教育委員の中で、いくつか見学もさせていただきながら、改めて、長崎県はこういう特別支援学校等について、きめ細やかにされているというのを私自身も感じているところでありますので、この結果の就職率というのは1つの数字なわけなので、これ
------------	--

			をもって子どもたちの一人一人がどうだということは言えないと思いますけど、1つの目安とすれば全国平均より10ポイントほどずっと良い状態で推移しているというのは、本当に職員の方々のご努力の賜物じゃないかなと思うので、これからもよろしくお願いします。 (前川教育長) ありがとうございます。 他にございませんでしょうか。 ———— な し ———— (前川教育長) 他にご意見等なければ、以上で報告事項を終了いたします。 次の、議案審議から非公開でございますので、恐れ入りますが、傍聴の方、報道関係者の方は、恐縮ですが退席をお願いいたします。 しばらく休憩いたします。再開を15時50分からとしたいと思います。よろしくお願いいたします。
冊 議	子	2 題	(別紙議事録)
冊 議	子	3 題	(別紙議事録)
			16時25分、本日の会議を終了